

発 総 第 3 0 6 号
平成 2 9 年 1 月 2 5 日

自治会長 各位

北栄町長 松本 昭夫
(公印省略)

平成 2 9 年度自治会相談員配置希望について

寒冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年度から希望自治会に配置しております「自治会相談員」について、来年度の配置希望を確認しますので、別紙報告書によりご報告くださいますようお願いいたします。(配置を希望されない場合でも報告書の提出をお願いします。)

記

1 自治会相談員

(1) 配置期間： 平成 2 9 年 4 月 ～ 平成 3 0 年 3 月

＊単年度ごとに配置希望の有無を確認し、希望された自治会には新年度になってから、担当相談員(職員)を通知にてお知らせします。

(2) 配置人数： 1 名

(3) 業務内容： 別紙チラシのとおり(裏面)

2 報告書提出期限等

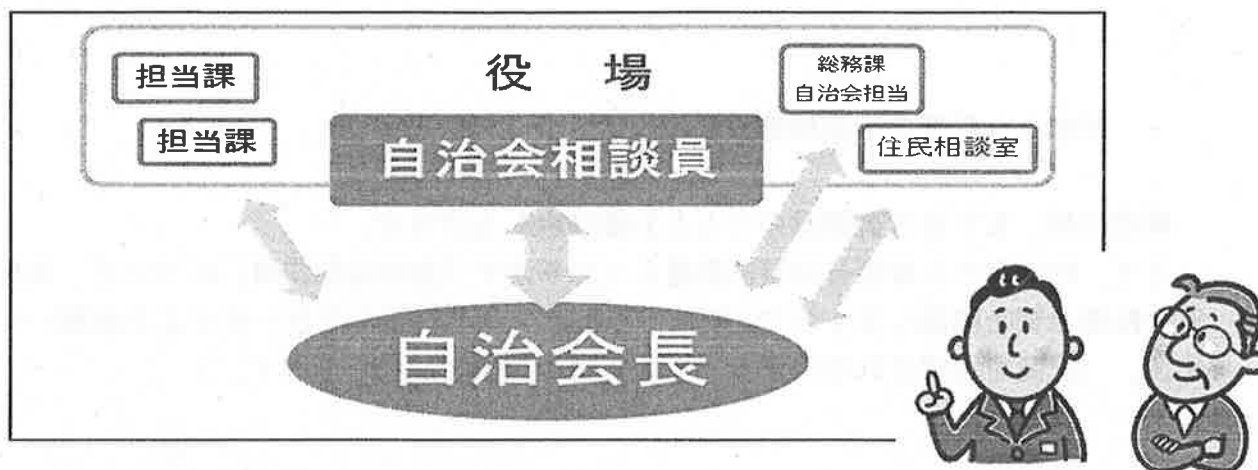
2月28日(火)までに、役場大栄庁舎総務課総務室にご提出くださいますようお願いいたします。(ファクシミリ、返信用封筒のご利用も可能です。)

担当 総務課総務室 杉川
電話 37-3111 FAX 37-5339
Eメール: a-sugikawa@e-hokuei.net

自治会相談員について

総務課総務室

役場の相談窓口の一つとして自治会長と役場とを結ぶ架け橋となり、役場への報告・連絡・相談をお受けする自治会相談員（町職員）を配置します。相談員は、適切な担当課を紹介するなどを行って自治会からの質問・課題を一緒に解決していきます。



○配置相談員（配置期間は年度ごと（4～3月））

- ・配置希望調査を行い、配置希望のあった自治会へそれぞれ1名ずつ配置します。
- ・自治会別の担当相談員（職員）は、該当自治会へ別途通知にてお知らせします。
- ・各年度末に改めて翌年度配置希望調査（意向確認）を行います。

○相談例

- ・〇〇について知りたい。役場の担当課（担当者）を教えてください。
- ・町道に土砂が入り、通行できなくなっている。担当課に復旧を依頼してほしい。
- ・家に届けるのでこの書類を役場の担当課へ届けておいてもらえないだろうか。
- ・自治会で〇〇をしたいんだけど、活用できる補助金がないか調べておいてもらえないだろうか。

○注意点

- ・自治会が本来行うべき作業等を相談員がお手伝い・代行することまでは予定していません。相談員は、役場との仲介役、助言者としてお手伝いをするものです。ただし、相談員の立場として対応が困難な場合であっても、自治会員の一人として対応が可能なこともあります。
- ・相談員は、土日など役場が閉庁となる時間帯でも連絡等をお受けしますが、回答や実際の対応は担当課へ連絡できる平日となつてからとなります。また、夜間の時間帯（午後9時～翌午前8時）には連絡を受けることはできません。災害や人命等と関わる緊急を要する連絡については、相談員ではなく、役場・警察・消防等へ直接ご連絡ください。

役場大栄庁舎総務課総務室 杉川 宛
FAX (NTT) 37-5339

自治会相談員配置希望報告書

平成29年 月 日

北栄町長 様

自治会名

自治会長氏名

希望します。

下記の期間について、自治会相談員の配置を

希望しません。

(※該当する方を○で囲んでください。)

○配置期間： 平成29年4月 ～ 平成30年3月

※提出期限：2月28日(火)